しに向け連合が考え方まとめる

ど労働側は労働者派遣がワー 制緩 めの三カ年計画」や規制改革会議が規 通しだ。同制度を巡っては、今年六月 省の労働政策審議会の部会では、労働 プアの温床となっているなどとしてむ れから来年にかけ、 者派遣法の改正も見据えての議論がこ しろ規制の強化を求めており、 |閣議決定された「規制改革推進のた する構図にある。こうしたなか連 働者派遣制度について、 の中央執行委員会で、 スタンスをとる一方、 ・派属甲・北州国の上限は無民しない 等
3. 直接雇用みなし規定の創設 (期間の定めない雇用)
・以下の場合、洗遣先の直接雇用とみなす規定を設ける
1. 無許可・無屈出事業者、許可基準を満たしていない事業者からの受け入れ
2. 偽装請負の場合、禁止素勢への派遣の場合 等
・28業務以外での登録観派遣禁止まで、登録型で派遣可能期間を超えて受け入れていた場合、派遣先の直接雇用とみなす 本格化していく見 キング・ 厚生労働 連合な 両者は

> 意見反映で攻勢を強める構えだ。 はこの考え方に沿って審議会などでの の考え方』)を正式に確認した。今後 派遣法の見直しに向け (『労働者派遣法見直しに関する連合 考え方によると、連合はまず労働者 た取り組み方針

を挙げている。 つは労働現場への影響と、いわゆる「日 第二が賃金等の処遇問題で、 派遣をめぐる問題点として以下の四点 にい派遣」 および「スポット派遣」に 第一が雇用の不安定さ、 残りの二

つ 雇

雇用の不安定さでは派遣期間 いるとする一方、「劣悪な労働条件 民」にもつながり社会問題化して ては、いわゆる「ネットカフェ難 つつある「日雇い派遣」などに対し その問題点がクローズアップされ して行われている」と主張。最近、 に、偽装請負・違法派遣が依然と 響に関しては、「製造現場等を中心 を課題に挙げた。労働現場への影 水準(特に登録型の年収水準)など ては、正規雇用と比べて低い賃金 どを問題視。賃金等の処遇につ の細切れ契約になっていることな ż ・ナス面を強調している。 「摘されている」 といくつ か

労働者派遣法見直しに関する連合の考え方の主な内容

・26業務以外の業務については登録型派遣を禁止 ・専門26業務について今日的に見て高度に専門的な業務か否かとの観点から見直し 等

度の任和の 【あるべき方向】 ・1985年の創設当時の専門的な業務に限定したボジティブリスト方式 ・常用型派遣を基本とした制度

派遣可能期間の上限は延長しない 等

実態を速やかに調査し、違法なケースを根絶

紹介後の直接雇用は期間の定めのない雇用とすること

このほかの内容に、派遣先責任の強化/均等・均衡待遇/派遣先労組の関与など (連合資料をもとに編集部で一部抜粋して作成)

4. 派遣先による特定行為の禁止 ・事前面接は引き続き禁止

5. 日雇い派遣に対する規制

6. 紹介予定派遣制度の改善

標はポジ方式へ の 回 帰

考え方に盛り込まれた制度の

いてだ。

『が短期 遣 す 的 て

専門的な業務か否かとの観点から見直 業務については いて登録型派遣を禁止するとし、二六める専門的な二六業務以外の業務につ しを行う」ことを提起した。 る専門的な二六業務以外の業務につ 一方、「当面の対応」では、 「今日的に見て高度に 政令で定

る「あるべき方向」と、 くと、別掲の表がその主な内容となっ て整理しているのが特徴だ。 体的な項目に関する見直し案をみてい 標と言える「当面の対応」とに分け いて、将来的にめざす方向と思われ いる。まず制度そのもののあり方に 短期的な実現

つ

7

目

会保険の加入などで多くの問題が生じ 型派遣では雇用の安定や能力開発、 勢を連合として打ち出した形で、登録 ティブリスト方式)。②は、労働者派 事業ができない業務の方を定めるネガ ②常用雇用型派遣を基本とした制度と 限定したポジティブリスト方式とする の定めのない直接雇用が原則」との姿 ことができる業務を政令で定めた専門 する――の二点を打ち出した。①につ いてはつまり、 九八五年創設当時の専門的な業務に いるとしている。 の枠内でもあらためて雇用は「期間 べきだとの主張だ(現行法は、 な業務のみとする、 具体的には、「あるべき方向」 労働者派遣事業を行う 旧制度内容に戻 では① 派遣 社.

H 屋い 派遣」まずは違法撲滅を

トピックス

二六業務以外では派遣期間は原則一年 となっている。 で、 需給制度であることを堅持すべきだと て「派遣可能期間の上限は延長しな 外では、 派遣期間制限に関しては、 ことを求めている。 最長三年まで延長することが可 臨時的・一時的な労働力の 現行法では、 二六業務

めた。 方策をさらに検討していく方針だ。 なケースを根絶する」と監督強化を求 法ケースが見られるとし、「実態を速や ポット派遣」では建設業など禁止業務 る可能性があるとみて、新たな規制 かに調査し、 (労働基準法第一五条違反)などの 、の派遣や労働条件の明示がされな 間の派遣は職業紹介事業に整理でき ||することを主張。 | 日雇い派遣] | ス 前面接については、「引き続き禁 連合では、日雇い派遣などの 監督指導を強化して違法 短

遣先の直接雇用とみなす。二六業務以外 受け入れていた場合などに、派遣先での 禁止業務への派遣を行った場合には派 出事業者から受け入れたり、偽装請負 言えそうだ。具体的には、無許可・ 合にもこの規定を適用するとして する派遣禁止が実現するまでは、派遣 での登録型派遣については、連合が要望 んだことも今回の考え方のポイント [接雇用とみなす規定の創設を盛り込 能期間を超える受け入れがあった場 派遣先が法に違反して派遣労働者を 無

調査・解析部 荒川 (創太)

Business Labor Trend 2007.12